

業務委託 1 者特命随意契約結果一覧（平成30年10月～平成30年12月契約分）

◆年額、月額、単価、割合等で契約している場合は、契約金額欄には予定総額を掲載しています。

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
1	ロジカルシンキング研修業務委託	株式会社行政マネジメント研究所	H30. 10. 17	1, 258, 080	業務の内容や性質、目的から価格競争で受託者を決定することが適当ではない。平成26年度に実施した指名型プロポーザル方式により企画提案等の内容を評価・採点した結果、当該業者を最適な事業者と決定し、以降の研修において受講者から高い評価を受けており、質の高い研修を継続的に実施する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
2	人材育成に関する職員意識調査業務委託	産業能率大学	H30. 11. 26	2, 160, 000	これまでの調査結果との比較による経年変化及びその分析調査を目的としており、また、同社は本市の人材育成基本方針、人事考課制度、人材育成職員調査に携わった実績があり、本市の実情を把握した上での調査・分析が行えるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	総務部 人事課 (電話：053-457-2088)
3	税証明発行処理改修対応業務	日本電気株式会社 浜松支店	H30. 10. 5	1, 285, 200	住民情報システムは日本電気株式会社のシステムであり、同社以外では改修が不可能なため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	財務部 収納対策課 (電話：053-457-2268)
4	消費者教育講演会開催業務	浜松市消費者団体連絡会	H30. 12. 20	1, 100, 000	消費者教育推進法第16条2項に、「国及び地方公共団体は、大学等、研究機関、消費者団体その他の関係機関及び関係団体に対し、消費者教育を担う人材の育成及び資質の向上のための講座の開設その他の自主的な取組を行うよう促すものとする。」と規定されている。この趣旨に沿い、今回消費者団体が行う講演会について、消費者行政活性化促進事業費補助金の交付申請を行い認められたため、消費者団体連絡会と契約（一者特命）するものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民生活課 くらしのセンター (電話：053-457-2635)
5	中山間地域臨時給油所実証実験業務	株式会社西渡石油	H30. 11. 2	25, 000, 000	本事業は、サービスステーションの減少が著しい天竜区龍山地域及び春野地域において、安定的な燃料供給が可能な供給モデルを検討するため、タンクローリー直結型の計量機を使用したガソリンの臨時給油所を設置し、一般車両等への給油の実証実験を行い、その効果を検証することを目的とする。本業務の趣旨を踏まえ、業務実施にあたっては、以下の要件を備えていることが必要である。 ○ガソリン給油取扱いに関する資格者を有すること。 ○実施地域の実状に精通し、地域住民及び団体等と連携が図れること。 ○実証実験を行うために必要な人員の確保が見込まれること。 ○2地域（龍山地域・春野地域）に跨る実証実験となるため、非常時に直ちに対処できるよう各地域に近い場所に本社を置くこと。 これらの要件を全て満たす唯一の事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 市民協働・地域政策課 (電話：053-457-2243)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
6	浜松市教育文化奨励賞 (浜松ゆかりの芸術家 「佐藤賢太郎」) 顕彰記 念事業運営業務	ワイズマンプロジェ クト合同会社	H30.12.3	1,219,000	受賞者の顕彰事業を通して芸術文化の向上を図るとい教育文化奨励事業の目的を達成するためには、佐藤氏の芸術性を最も表現できる手法で事業を実施する必要がある。このような業務を委託できる事業者は、佐藤氏が社長を務めるワイズマンプロジェクト合同会社の他にはなく、競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 創造都市・文化振興課 (電話：053-457-2417)
7	特別展「秋野不矩展」展 覧会開催業務委託	株式会社アート・ベン チャー・オフィス ショウ	H30.10.1	6,931,200	今回の展覧会は生誕110年の記念の展覧会であり、全国各地から秋野不矩作品を借用して展覧会を開催するが、当館が展示を強く希望する作品の、個人所蔵家からの信頼が特に厚く、展覧会を予定している期間中に、確実に展示予定作品を借用、収集し、図録製作も行うことができる業者は、株式会社アート・ベンチャー・オフィスショウしかないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	市民部 美術館 秋野 不矩美術館 (電話：053-922-0315)
8	国民健康保険システム改 修業務委託 公費負担者 番号(静岡県特定疾患治 療研究事業)変更対応	日本電気株式会社 浜松支店	H30.11.12	1,649,700	本システムは指名業者が著作権を有しており、システム改修は当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金 課(電話：053-457- 2887)
9	浜松市後期高齢者医療シ ステム保険料軽減特例改 修委託	日本電気株式会社 浜松支店	H30.11.1	8,175,600	浜松市後期高齢者医療システムは日本電気株式会社のパッケージソフトを使用しているため、ソフト著作権の点から開発業者以外ではシステム改修対応ができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金 課 (電話：053-457-2889)
10	保健総合管理システム機 能改修(特定保健指導、 受診勧奨等対応)業務	日本コンピューター 株式会社	H30.11.1	3,110,400	本システムは契約の相手方が著作権を有しており、システム改修は当該権利を有する開発業者に限定されるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 国保年金 課 (電話：053-457-2638)
11	高齢者インフルエンザ予 防接種業務	一般社団法人浜松市 医師会	H30.10.1	380,996,624	特殊技術が必要であり、各地域の予防接種が実施可能な医療機関を統括することができ、安定的に接種環境を提供できる機関であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進 課 (電話：053-453-6119)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
12	浜松市健康応援サイト構築業務	グローバルデザイン株式会社	H30. 10. 31	3,957,120	当業務は、浜松市公式サイトと同一システム内に専用デザインにてテンプレートを作成し、健康応援サイトの制作をするものであり、既に当市CMSサーバー上で稼働中の既存テンプレート、CGI、コンテンツ等の全てについて、適用後も正常に動作するよう、事前に同様の環境を用意し、十分に動作検証を行う必要がある。当市公式サイトが導入しているシステムを開発した当相手方のみ、構築をすることが出来るため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	健康福祉部 健康増進課 (電話：053-453-6125)
13	浜松市新清掃工場及び新破砕処理センター施設整備運営事業に係る所有権移転登記事務	司法書士法人中央合同事務所	H30. 10. 29	10,664,000	公共事業に伴う権利等の登記事務は、一般社団法人静岡県公共嘱託登記司法書士協会と契約を締結していることを踏まえ、本協会西部支部に所属し浜松市内に事務所が所在する司法書士のうち、法律的業務の資格を有し、かつ共有物分割訴訟等の裁判の実務実績が複数ある者のなかから、本業務の対象土地の経緯に精通している司法書士法人中央合同事務所にしかな適正に業務を遂行できないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 廃棄物処理課 (電話：053-922-4800)
14	タービン発電設備点検整備業務	株式会社タクマ 中部支店	H30. 10. 1	49,896,000	当事業所のタービン発電設備を設計施工した業者であり、独自のノウハウを基に施工されており、性能保証のできる唯一の業者です。また、当該業務委託を実施するにあたり、当事業所の他のプラント及び計装設備とも密接に関連しており、これら設備の操作・監視が必要不可欠となるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	環境部 南清掃事業所 (電話：053-425-3680)
15	平成30年度 浜松市高精度三次元地図作成業務	ダイナミックマップ基盤株式会社	H30. 11. 15	6,566,400	自動運転技術に活用すべき高精度三次元地図の作成にあたっては、データの取得方法、コード化仕様等が明示された標準仕様書が内閣府管理下にある。本プロジェクトで作成する高精度三次元地図の仕様を策定するにあたり、この仕様書の入手が必要となる。これを入手し、汎用的自動運転用の高精度三次元地図作成を行うことのできる企業はダイナミックマップ基盤社、一者のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2044)
16	自動運転車体験試乗会開催業務委託	SBドライブ株式会社	H30. 11. 21	7,296,361	SBドライブ(株)については、自動運転車両を保有し、全国で体験試乗会イベント開催の実績があり、ノウハウを蓄積している数少ない事業者である。今回実施したい内容に沿ってかつ短期間で車両準備、イベント企画、運営等ができるのはSBドライブ社のみであるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 産業振興課 (電話：053-457-2044)
17	大河ドラマ「いだてん」PRコーナー設置業務	一般財団法人NHKサービスセンター	H30. 12. 6	9,112,078	本展示を行うにあたり大河ドラマを制作・放送しているNHK静岡放送局と連携して事業を行う必要があり、それには公共放送の番組の広報宣伝のために設立されている当該業者との契約以外に方法がないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
18	田畑政治ゆかりの地PRコーナー展示業務	株式会社SBSプロモーション 浜松支社	H30.12.6	2,937,600	本業務は、現在施設整備中の浜松魅力発信館（The GATE HAMAMATSU）内に設置するものであり、当施設の設置及び維持管理は㈱SBSプロモーションが受託している。当ブースの設置にあたっては、館内共有部分や隣接ブースとのデザイン統一、装飾、行程・工期など各ブースの実施主体との調整が必要となるが、既に当施設の受託業者として全体の施工管理とデザイン制作をしている事業者を指名することにより、遅延なく効率的に業務を実施することが可能である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2293)
19	浜松市ふるさと納税プロモーション業務	株式会社静岡博報堂 浜松営業所	H30.10.4	16,200,000	公募型プロポーザルにおいて最も優れた企画提案を行い、また当該業務に関する見積を確認した結果、適当と認められたため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 観光・シティプロモーション課 (電話：053-457-2802)
20	スマートプロジェクトマスタープラン策定業務	日本環境技研株式会社	H30.11.30	18,900,000	公募型プロポーザル方式を採用し、提案の内容を評価した結果、最も優れた企画提案をし、特定された事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部エネルギー政策課 (電話：053-457-2502)
21	浜松市天竜区における木質バイオマス資源の持続的活用による再生可能エネルギー導入計画策定業務	株式会社パスコ 静岡支店	H30.11.30	18,900,000	公募型プロポーザル方式を採用し、提案の内容を評価した結果、最も優れた企画提案をし、特定された事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部エネルギー政策課 (電話：053-457-2502)
22	平成30年度 カモンカ個体数調整実施業務【春野地域】	西部猟友会春野分会	H30.12.3	2,480,000	この業務の遂行には、狩猟免許の所持者が複数人必要であり、当条件に適合する団体は猟友会のみである。さらに、誤射等の事故を防ぎ、安全かつ確実に業務を遂行するため、対象地の山岳地形等に精通した地元猟友会を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)
23	平成30年度 カモンカ個体数調整実施業務【水窪地域】	西部猟友会水窪分会	H30.12.3	1,120,000	この業務の遂行には、狩猟免許の所持者が複数人必要であり、当条件に適合する団体は猟友会のみである。さらに、誤射等の事故を防ぎ、安全かつ確実に業務を遂行するため、対象地の山岳地形等に精通した地元猟友会を選定した。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	産業部 林業振興課 (電話：053-457-2159)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
24	人口・世帯集計システム改修業務	株式会社 フジヤマ	H30. 10. 29	1, 015, 200	立地適正化計画に係る評価指標（居住誘導区域内の人口密度、人口割合）の進捗管理には、既に人口・世帯等の集計機能を搭載した「下水道GIS」システムをカスタマイズするのが最適である。現行のシステムをカスタマイズするには、機能設計等の構築及び保守管理している、株式会社フジヤマでなければ対応することができないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	都市整備部 都市計画課 (電話：053-457-2363)
25	平成30年度 県管理河川河川占用申請図書 作成業務（谷津橋側道橋・馬門橋・新光月(Box)橋)	不二総合コンサルタント株式会社	H30. 10. 22	1, 515, 000	当該業務は、本年6月契約の馬門橋外2橋橋梁補修検討業務において判明した事案であり、今回委託しようとする橋梁のうち2橋を含んでいる。現地調査は、既に実施済みであることから、今回の業務に反映させることが可能となり設計金額の軽減は大である。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 7 号該当)	土木部 北土木整備事務所 (電話：053-436-2551)
26	平成30年度 三遠南信自動車道整備事業関連 用地処理業務（寺野地区（建設発生土受入地））	いなさ内山測量・登記	H30. 11. 30	4, 892, 400	いなさ内山測量・登記は、当該事業に関連した民地間の用地処理に取り組んできており、当該事業に必要な測量図等を所有していることから、測量図作成業務を除いた価格及び契約期間で契約を締結することができる。また、当該事業の土地境界立合い等で円滑かつ迅速な業務対応が見込まれる。よって、当該事業を契約期間内でかつ安価に履行が可能なのはいなさ内山測量・登記のみであるため1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 7 号該当)	土木部 北土木整備事務所 (電話：053-436-2551)
27	平成30年度道路維持修繕国交付金事業（防災・安全交）（一）磐田細江線（流通センター3号橋）外3橋PCB廃棄物運搬処分業務	株式会社大洋サービス	H30. 10. 19	8, 839, 800	平成29・30年度業務委託の入札参加資格（業務委託・賃貸借、業種3002：廃棄物関係業務委託（収集・運搬）、3003：廃棄物関係業務委託（処理業務））の認定を受けている者の中で、PCB廃棄物の収集運搬及び処分許可を受けた事業者2者のうち、鉛含有量が50000mg/kgを超過するPCB廃棄物の処分可能な事業者は、株式会社大洋サービスのみだったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	土木部 東・浜北土木整備事務所 (電話：053-585-1133)
28	浜松市にしのご放課後児童会ほか3施設運営業務	特定非営利活動法人はままつ子育てネットワークびっぴ	H30. 12. 21	45, 880, 000	公募型プロポーザル方式を採用し、提案の内容を評価した結果、最も優れた企画提案をし、特定された事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第 2 号該当)	学校教育部 教育総務課 (電話：053-457-2406)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
29	浜松市立小中学校空調設備整備PFI事業アドバイザー業務	三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 名古屋	H30.11.8	14,472,000	PFIアドバイザー業務は空調PFI事業に関して法務・財務・技術面で専門性の高い知識を有していることが重要であるとともに、平成29年度に実施した導入可能性調査業務で把握している浜松市の状況や民間事業者の意見を反映する形で事業を進めていく必要がある。また、平成31年度からの事業着手に向け、限られたスケジュールの中で入札に向けた手続きを進めていくことになるが、これまでの検討と今後の事業実施との継続性を確保し、本事業を短期間で円滑に進めるためには、導入手法調査から直接業務に携わり、その経過や内容を熟知している業者が履行する必要があるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話：053-457-2403)
30	H31.3導入 学校備品・支出管理システム再構築及び改修業務	西日本電信電話株式会社 浜松支店	H30.12.7	12,204,000	浜松市教育ネットワーク上で稼働する「学校備品・支出管理システム」は、西日本電信電話株式会社浜松支店が設計・構築・カスタマイズ・運用を行っている。同システムの再構築・改修は構築・運用事業者でなければ行えないため同社を一者特命で指名する。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 教育施設課 (電話：053-457-2403)
31	平成31年度外国語指導助手業務委託	株式会社インタラク 関西西東海	H30.12.26	192,883,680	公募型プロポーザル方式を採用し、提案の内容を評価した結果、最も優れた企画提案をし、特定された事業者であるため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	学校教育部 指導課 (電話：053-457-2411)
32	浜松市名簿・投票管理システム改修業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	H30.11.30	3,272,400	浜松市名簿・投票管理システムは株式会社ムサシが開発したシステムであり、かつ浜松市独自の環境設定があることから、本システムを開発し、運用・保守を行っている株式会社ムサシでなければ安全かつ迅速な改修ができないため、同社を一者特命とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
33	浜松市開票集計システム改修業務	株式会社ムサシ 浜松営業所	H30.11.30	1,598,400	浜松市開票集計システムは株式会社ムサシが開発したシステムであり、かつ浜松市独自の環境設定があることから、本システムを開発した株式会社ムサシでなければ安全かつ迅速な改修はできないため、同社を一者特命とするもの。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	市選挙管理委員会事務局 (電話：053-457-2521)
34	仕事研究ガイド等作成業務	中部印刷株式会社	H30.10.1	1,123,200	市内業者・準市内業者を中心に、広告宣伝業務を遂行できる事業者を指名してプロポーザルを行った結果、最も評価が高かったため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	人事委員会事務局 (電話：053-457-2201)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
35	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務【新元号対応業務】	日本電気株式会社 浜松支店	H30. 10. 31	22, 636, 800	浜松市水道料金等調定システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
36	浜松市水道料金等調定システム機能改修業務【農業集落排水処理施設から公共下水道への切替対応】	日本電気株式会社 浜松支店	H30. 11. 14	4, 492, 800	浜松市水道料金等調定システムを開発し、所有権を有する事業者でなければ対応ができないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 お客さまサービス課 (電話：053-474-7812)
37	平成30年度 維持委託第9号 風水害に伴う下水道マンホールポンプ等緊急対応業務	パブリック技建株式会社	H30. 10. 1	4, 409, 640	風水害により広域停電が発生した場合、マンホールポンプ場等に発動発電機や強力吸引車を速やかに配備し、マンホールからの汚水の溢出を防ぐことが目的であるため、発動発電機や強力吸引車を保有しており、迅速かつ夜間対応も可能であるため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 5 号該当)	上下水道部 下水道工事課 (電話：053-474-7539)
38	平成30年度 原委第9号 大原・常光浄水場計装機器(水位計・流量計)点検業務	東京計器株式会社 名古屋営業所	H30. 11. 14	1, 458, 000	保守における運用の安全性・信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む)以外では出来ないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
39	平成30年度 原委第13号 都田配水場緊急遮断弁点検業務	株式会社 前澤エンジニアリングサービス 静岡出張所	H30. 11. 14	1, 080, 000	保守における運用の安全性・信頼性を維持するためには、開発・製造業者(代理店等、開発・製造業者が指定する者を含む)以外では出来ないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)
40	常光浄水場低濃度PCB廃棄物処理業務	株式会社大洋サービス	H30. 11. 26	2, 700, 000	当該産業廃棄物の排出施設及び処分場に対応して収集・運搬ができる唯一の業者であるため。低濃度PCB廃棄物の無害化処理認定を受けており収集運搬及び処分が可能なのは、株式会社大洋サービス(他東海四県に該当なし)のみである。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第 2 号該当)	上下水道部 浄水課 (電話：053-436-1307)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
41	平成30年度 小林配水場外8施設計装設備点検業務	誠興電機株式会社	H30.10.22	1,674,000	他の設備・システムと連携しており、設備・システム間の性能、安定稼働を維持し、遅滞なく円滑に保守・改修・データ入力することは、他の業者ではできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
42	平成30年度 引佐地区上水道施設遠方監視装置点検業務	シンク・エンジニアリング株式会社 開発本部	H30.11.28	2,181,600	遠方監視装置は、シンク・エンジニアリング株式会社で開発された独自のソフトや設備を使用しており、他の業者ではソフトの解析は不可能であり、性能維持に係る点検は開発者でないとできないため。 (地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号該当)	上下水道部 北部上下水道課 (電話:053-525-6081)
43	平成30年度高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人浜名医師会	H30.10.1	16,906,877	予防接種業務を実施するためには、特殊技術が必要であり、雄踏地区及び舞阪地区の予防接種実施可能な医療機関を統括し、安定的に接種環境を提供できる機関でなければならない。これらの要件を満たしている団体は、浜名医師会以外にはなく、業務の性質と目的が競争入札に適さないため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	西区 健康づくり課 (電話:053-597-1120)
44	平成30年度 地域力向上事業 南区わくわく探検隊実施業務	南区わくわく探検隊実行委員会	H30.12.10	1,080,000	本事業の実施と併せ、地域活性化に向けた事業等を自ら企画・運営し、住みよい地域社会の実現に貢献できる人材の育成を図るために設置された団体であり、継続的に事業を実施する中で前回までの改善点・反省点やノウハウを蓄積していることに加え、人材育成・人材発掘も図られているため。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	南区 区振興課 (電話:053-425-1120)
45	平成30年度 高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人引佐郡医師会	H30.10.1	41,960,800	当該業務には医師資格が必須であることと、地域の安定的な接種環境の確保という目的のため、旧引佐地域の予防接種実施可能な医療機関を統括する一般社団法人引佐郡医師会の1者特命とする。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)	北区 健康づくり課 (電話:053-523-3121)

No.	業務委託の名称	契約の相手方	契約日	契約金額(円)	随意契約の理由	担当課(施設)
46	平成30年度高齢者インフルエンザ予防接種業務	一般社団法人浜松市 浜北医師会	H30.10.1	83,753,000	<p>予防接種業務を実施するためには、特殊技術が必要であり、また浜北区 内における予防接種実施可能な医療機関を統括し、安定的に接種環境を 提供できる機関でなければならない。これらの要件を満たしている団体 は、浜松市浜北医師会以外にはなく、業務の性質と目的が競争入札に適 さないものであるため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	浜北区 健康づくり課 (電話：053-585-1171)
47	カモシカ食害防止対策事 業業務	水窪町森林組合	H30.10.10	1,506,564	<p>本業務では、カモシカによる食害状況と森林の成長状況を把握したうえ で、カモシカと森林の保護に最も有効的な場所を選定し、防護柵の設置 を行う必要がある。</p> <p>そのため、本業務の実施には山林所有者の植林計画情報、水窪地域内 の山林情報、防護柵の設置に必要な情報及び技術が不可欠で、検討の結 果、これらの情報・技術を保有し、有効的な場所に防護柵を設置できる 事業者は水窪町森林組合以外にないため。</p> <p>(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号該当)</p>	天竜区 水窪協働セン ター (電話：053-982-0013)